

## 令和5年度留置施設視察委員会からの意見と講じた措置

### 1 組織・職員に関する意見

番号	委員会からの意見	講じた措置又は方針
(1)	身体障害者等の被留置者の扱いについて、介護の専門家の講義や講習等を通じて、留置担当官のスキルアップにつながるような取組を検討してください。	警察本部留置管理係と連携して対応します。 また、専科教養において専門職の講義が受けられるよう検討します。
(2)	被留置者の増加に伴い、護送業務が特に多忙になる場合の補勤者の運用について検討してください。	補勤者の増員を図り、可能な限り補勤者を運用することとしています。
(3)	留置担当官が初めて配属される際は、不安を払拭させるためにも事前教養の実施について検討してください。	留置担当官が留置管理係に新しく配置された際は、課長、係長、留置指導員による教養を実施し、配置後は早期に新任留置担当官専科を受講させます。

## 2 処遇に関する意見

番号	委員会からの意見の概要	講じた措置又は方針
(1)	官本について、気分が明るくなるような内容の本を加えてください。	漫画本、グルメ雑誌、観光ガイドス等を官本として追加しました。
(2)	枕が劣化しているので、新しいものに取り替えてください。	新しい枕を2個、警察本部留置管理係から取り寄せて交換しました。 今後、警察本部留置管理係が、一括して購入し、各署に配布する予定です。
(3)	被留置者から、「夜間の空調の調節ができていない。特に暑いときの温度調整ができていない。」との指摘がありました。 古い施設なので設備上の問題もあると思いますが、可能な限り対応するようにしてください。	当施設のクーラーは成人室の前に位置しており、成人室とその他の居室において温度差が生じている状況でした。 今後、居室間で温度差が生じた場合、温度の低い成人室側から温度が高くなる居室に向けて大型扇風機等による温度調節(空気の循環)を行うことにより、改善を図ることとしています。
(4)	被留置者から、「食事が冷たいときがある。」との指摘がありましたので、温かい食事を提供するようにしてください。	食事が冷たくなった場合は、レンジで温めて出すことを徹底します。
(5)	被留置者から、「野菜炒めの野菜が大きくカットされ、火が十分に通っていないときがある。」との指摘がありましたので、そのとおりであれば改善してください。	委託業者に対し、改善するよう指導しました。
(6)	被留置者から、「居室内のトイレの扉の開閉時のきしむ音や居室出入口ドア等の閉める時の音が大きくて気になる。」との指摘がありました。 確認して、気になるような大きな音であれば改善してください。	トイレの扉にきしみ音が確認できたことから、蝶番部分に防錆潤滑剤を差して改善しました。 また、留置担当官に対し、居室出入口ドア等を開閉する際は、大きな音を立てないように指導しました。
(7)	被留置者から、「愁訴の対応が遅い。」との指摘がありました。 適切に対応していると思いますが、忙しくてすぐに対応できない場合は、被留置者にきちんと説明するなど、誤解のないように対応してください。	被留置者が愁訴を申し出た場合、時期を失すること無く症状を聴取し、体温、血圧及び血中酸素濃度(パルスオキシメーター)測定等のバイタルチェックを実施し、総合的に診療護送の有無を判断(てんかん、糖尿病等の罹患者を除く)しています。なお、迅速な対応が困難な場合、被留置者に説明するよう改善します。
(8)	被留置者は、自弁購入した食料の摂食時間や寝具の洗濯頻度を理解していないようなので、説明してください。	被留置者に対し、再度、自弁購入した食料の摂取時間、毛布や衣類の洗濯頻度を説明しました。 また、留置担当官に対し、新規入場手続の際は、自弁購入の摂取時間等を説明し、使用済み毛布と洗濯済みの毛布を交換した場合は、被留置者にその旨説明するよう改めて徹底しました。

### 3 施設に関する意見

番号	委員会からの意見の概要	講じた措置又は方針
(1)	「日課時限表・遵守事項」の掲示が見えにくい居室がありますので、見えるように掲示場所や方法を検討してください。	日課時限については、A4サイズからA3サイズに拡大して見やすいように改善しました。 遵守事項については、文字数が多く、拡大が困難であることから、要望すれば、遵守事項を閲覧できる旨を被留置者に教示するよう留置担当官に改めて指導しました。
(2)	寝具の収納室内は、湿気が多く、カビの臭いがし、保護室も臭いがするので、換気や消臭剤を使用する等して改善してください。	寝具収納室内に除湿機を配置したところ、カビ臭は改善しました。 保護室の壁や天井等に付着していたカビ等の汚れを除去し、前面金網の上部(前室側)に消臭剤を配置したところ、臭いは改善されました。 今後も換気等を実施し、防臭に努めます。
(3)	被留置者から、「毛布を被るとかゆくなる。」との指摘がありましたので、毛布の洗濯頻度を増やすなど改善を検討してください。	新規被留置者へは洗濯済みの毛布を貸し出しているほか、長期被留置者の毛布については2週間に1回の頻度で洗濯していますが、今後、適宜、毛布の状況(臭い、汚れ)を確認した上で洗濯を行うよう改善します。
(4)	運動場の床に腐食等の劣化が見られるので、予算の問題もあると思いますが、修繕してください。	運動場の床について、塗装して修繕しました。
(5)	被留置者から、「浴室の湯船とシャワーの蛇口の水の出が悪い。」との指摘があったので、そのとおりであれば改善してください。	シャワーヘッドと湯船の蛇口の清掃(石灰除去)を行い、改善しました。 毎月の留置施設大点検時にシャワーヘッド及び湯船の蛇口の清掃、水圧チェックを行います。
(6)	被留置者を留置施設から取調べ室へ移動させる際、来署者の目に触れさせないように、来署者を一旦庁舎外に移動させているが、他に効率のよい方法がないか検討してください。	庁舎施設の構造上、庁舎内を移動しなければならない場合は、従来通り被留置者の人権に特段の配慮をしながらの移動となります。